神奈川地方最低賃金審議会　公開要項新旧対照表

改正案	現行
4 審議会の傍聴を希望する者は、審議会のおよそ１週間前までに、電子メール又は郵送により申し込むものとする。一人の申込について、電子メールによる場合は、電子メールの本文１通とし、ファイルの添付は認めない。郵送による場合は、はがき１枚又は封書１枚とする。 ただし介助者が必要な場合は、その旨及び介助者の氏名を記入するものとする。	4 審議会の傍聴を希望する者は、審議会のおよそ１週間前までに、往復はがきにより申し込むものとする。一人の申込について、はがき１枚とする。 ただし介助者が必要な場合、その旨及び介助者の氏名も記入させる。